

平成24年 第2回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成24年1月26日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成24年1月26日

## 東京都教育委員会第2回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

- 第3号議案 東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の  
学級編制基準の一部改正について
- 第4号議案 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案  
依頼について
- 第5号議案 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正  
する規則の制定について
- 第6号議案 東京都公立学校長の任命について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 小・中学校版防災教育補助教材「3. 11を忘れない」の配布等について
- (2) 教科書『江戸から東京へ』の改訂について
- (3) 平成24年度教育庁所管事業予算・職員定数等について
- (4) 東京都教育委員会事務局職員の懲戒処分等について

委員長 木村 孟  
(欠席)

委員 内館 牧子  
(委員長職務代理者)

委員 竹花 豊

委員 瀬古 利彦

委員 川淵 三郎

委員 大原 正行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大原 正行
	次長	庄司 貞夫
	理事	高野 敬三
	総務部長	松山 英幸
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	谷島 明彦
	指導部長	坂本 和良
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	前田 哲
	教育政策担当部長	中島 毅
	特別支援教育推進担当部長	廣瀬 丈久
	人事企画担当部長	白川 敦
（書記）	総務部教育政策課長	八田 和嗣

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長職務代理者】 ただいまから平成24年第2回定例会を開会します。

本日は、木村委員長より欠席との届出をいただいておりますので、職務代理者として私が議事を進めます。よろしく申し上げます。

取材・傍聴関係です。報道関係は1社、個人は合計3名からの取材・傍聴の申込みがございました。入室を許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室をしていただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長職務代理者】 本日の会議録署名人は、川淵委員に申し上げます。

## 前々回の会議録

【委員長職務代理者】 前々回12月22日開催の第20回定例会会議録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、第20回定例会会議録については、承認いただきました。

前回1月12日開催の第1回定例会会議録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認をいただきたいと存じます。

なお、非公開の決定ですが、本日の教育委員会の議題のうち、第6号議案及び報告事項（4）については、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じます。よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、そのように取り扱います。

## 議 案

第3号議案 東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の

## 学級編制基準の一部改正について

【委員長職務代理者】 第3号議案、東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の一部改正について、説明を地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 第3号議案、東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の一部改正について、説明します。

本件は、都内公立小・中学校等の学級編制に係る平成24年度の東京都学級編制基準について、小学校第2学年及び中学校第1学年の規定の改正を行うものです。

まず、小学校第2学年について、昨年4月22日に開催した本委員会臨時会において、同日公布された改正義務標準法に定められた小学校第1学年の35人編制に合わせて、都の学級編制基準の改正を決定し、同日から小学校第1学年は35人、それ以外の学年は従来どおり40人を都内公立小・中学校の学級編制基準としました。

その後、都においては、小学校第1学年から小学校第2学年への学年進級時にクラス替えを行わない学級が約9割もあることから、進級時に学校現場に混乱を生じさせないように、国に対して小学校第2学年の35人編制の実施を提案要求するとともに、都予算案にも小学校第2学年の35人編制実施に必要な教員定数分を計上したところです。

一方、国においても、昨年末に公表された政府予算案において、平成24年度は義務標準法の改正は行わないとしたものの、教員加配により小学校第2学年の35人以下学級を実施することとして、相当分の教員数を計上しています。これを受けまして、東京都学級編制基準において、小学校第2学年の35人学級が実施できるよう規定を改正します。

資料2枚目の学級編制基準を御覧ください。昨年4月とは異なりまして、国において義務標準法の規定の改正が行われないことから、都においても、学級編制基準本則の表の改正ではなく、備考欄にある小学校第2学年の学級について編制することができる人数を現行の39人から35人に改めることにより、小学校第2学年の35人以下学級の実施を可能とする規定とするものです。

次に、中学校第1学年についてです。これは、都が平成22年度から行っている小1

問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配制度の、既定の方針に基づく3年目の実施内容となります。資料1ページ目の中央の表を御覧ください。この制度による教員加配の対象となる学年は、小学校第1学年、中学校第1学年及び小学校第1学年がそのまま持ち上がる小学校第2学年でした。平成23年度は、小学校第1学年については義務標準法改正に伴い35人編制としたため、この中に飲み込まれる形で対象から外れ、小学校第2学年を39人、中学校第1学年は38人の加配算定基準を設けていたところでした。平成24年度は、先に御説明した教員加配により、小学校第2学年の35人編制を可能としたことから、中学校第1学年のみについて加配算定基準を1名減らして37人とします。また、平成24年度は3年間の計画期間の実施状況の効果検証を行い、小1問題・中1ギャップの予防・解決のための今後の施策の取りまとめをすることとしています。

2の改正内容は、今説明した小学校第2学年と中学校第1学年の二点の改正について文章化したものです。具体的な改正内容については、資料3枚目の新旧対照表のとおりですが、二点とも備考欄に規定している数字を改めるというものです。

説明は以上です。

**【委員長職務代理者】** ありがとうございます。ただいまの説明に対して何か御質問、御意見がございますか。

**【竹花委員】** まず、国の方針はどのような形で示されたのですか。国は法律を改正したのですか。

**【地域教育支援部長】** いいえ、予算措置として、教員の加配人数を示したところでは。

**【竹花委員】** それはどういうふうを示したのですか。内容はどのようなものでしたか。文部科学省が予算上の措置をどのようにしたのかを確認したいのです。

**【義務教育課長】** 文部科学省において、小学校第2学年35人が可能となるような予算要求としたということです。その中身は、法改正を行うということではなくて、加配措置で対応するといった内容になっています。

**【竹花委員】** 文部科学省は35人の編制基準を予算上示して、その分の国の予算を配付しますということを決めてくれたわけですね。それに伴って、都では、小学校第

1 学年から第 2 学年の進級が、クラス替えをしないから、第 2 学年についても 35 人に  
してしまおうということを今回決めますということですか。

【地域教育支援部長】 はい。もともとクラス替えをほとんどしないということから、  
国に要求をするとともに、都の予算案としても当初からそれを見込んでいたところ  
ですが、国もそれと同内容の予算を示したということです。

【竹花委員】 小学校第 2 学年については、文部科学省は何も言っていないわけ  
でしょう。

【義務教育課長】 小学校第 2 学年について、35 人編制が可能となるような加配の  
措置を行ったということです。

【竹花委員】 小学校第 1 学年についてだけではなくて、小学校第 1 学年及び第 2  
学年について、35 人としたような予算を文部科学省は示したわけですか。

【義務教育課長】 小学校第 1 学年については、既に法律で改正を行っています。  
小学校第 2 学年については、法改正によるものではなくて、教員の加配により対応す  
るといった内容の案になっています。

【竹花委員】 小学校第 1 学年については法律上改正されたのでしょうか。

【地域教育支援部長】 はい。

【竹花委員】 小学校第 2 学年については予算上の措置ということですか。

【地域教育支援部長】 はい。

【竹花委員】 その話は教育委員会では初めて報告される話ですか。

【地域教育支援部長】 はい。

【竹花委員】 全ての都道府県について、小学校第 2 学年の学級編制を 35 人とでき  
るような加配の措置を国のほうで対応したということですか。

【地域教育支援部長】 予算上措置をするということです。

【竹花委員】 それに伴って、都も、従来の小 1 問題・中 1 ギャップの対応を超え  
て、来年度から小学校第 2 学年についても 35 人を超える場合には 35 人とすることが  
できると改正をしましょうということですね。

【地域教育支援部長】 はい。

【竹花委員】 小学校第 1 学年の規定はどこかに書いてありましたか。

【地域教育支援部長】 2枚目の学級編制基準に既にご書いてございます。

【竹花委員】 ここに「第1及び第2学年」と書かないのですか。

【地域教育支援部長】 これまで国の基準に伴って改正をしていますので、今回、国が規定改正していませんので、備考の修正にとどめたいということです。

【竹花委員】 そういう考え方ですか。それは小学校だけですね。中学校は予算上何の措置もしていないということですね。

【地域教育支援部長】 はい。

【竹花委員】 わかりました。

【委員長職務代理者】 ほかに、御質問、御意見はございますか。

ございませんようでしたら、本件につきましては原案のとおり決定してよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきまして原案のとおり承認いただきました。

第4号議案 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の  
立案依頼について

【委員長職務代理者】 次に、第4号議案です。学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について、説明を人事部長、お願いします。

【人事部長】 議案第4号、学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について説明します。

資料を御覧ください。1月20日に都の予算原案が発表されました。それに伴いまして、教職員定数についても原案が発表されています。これを踏まえまして、知事に条例の立案依頼をするものです。

資料1ページを御覧ください。1は改正理由でして、御覧のとおりの内容です。

2の改正の内容ですが、全体で前年度に比べて444人増となりまして、定数自体は6万2,973人となります。この444人の増員は、全任命権者の中でも極めて突出した数字です。知事部局公営企業で318人の減、警視庁で32人の増、東京消防庁で74人の増でして、先ほどの小学校の1・2年生35人化がかなり効いて大幅増になっていますが、



小・中の計473人の増分を賄うために、都立で大変な減員の努力をしまして、何とか知事財政当局の理解を得ることができたものです。

校種別に定数増減の主なものについて説明いたしますので、裏面の2ページを御覧ください。増減内訳欄が二つに分かれていまして、左が児童・生徒数の増減によるもの、右が政策的な定数改善と分けています。

まず小学校ですけれども、児童数の減少などによりまして88人の減となる一方、35人学級の実施により582人の増です。その実施に当たりまして、22年度から実施していました小1問題に関する加配が飲み込まれまして158人の減です。このほか病気休職等調整により93人の減となりまして、小学校全体では243人の増となっています。なお、病気休職等調整は、全ての校種で算定しています。これは病気休職の職員の代替である臨時的任用教員の定数管理上の取扱いを変更するもので、実態上の影響はありません。

次に中学校です。生徒数の大幅な増加などによりまして187人の増、中1ギャップに関する加配による76人の増などによりまして、全体で230人の増となっています。定数改善などの中高一貫教育の充実というのは、都立の中高一貫校において、多様な教育活動の充実を図るため、第3学年が完成した4校に対して、1校につき2名を加配するものです。

次に高等学校です。学級の増や以前に開設した学校の学年進行などによる生徒数の増により、教員10人増となっています。右の定数改善欄ですが、特別支援教育体制整備モデル事業、これは高等学校における特別支援教育支援体制の在り方を明らかにするため、モデル校において生徒の個別指導計画の作成・活用や、学習支援の充実等に関する実践的な研究を行うものでして、モデル校はチャレンジスクール、エンカレッジスクール、昼夜間定時制高校から1校ずつを選びまして、計3人の増員を掲げています。その他、従来より行っています用務員定数等の見直しによりまして43人の減、高校全体では53人の減となっています。

特別支援学校につきましては、児童・生徒数の増加などによりまして32人の増、定数改善では、特別支援学校開設等で10人の増、センター的機能の充実で3人の増です。センター的機能の充実というのは、特別支援学校は地域のセンター的機能を果たして

いまして、区市町村立の小・中学校等に在籍する障害のある児童・生徒の教育に関して、必要な助言・援助を行っていきまして、その中核的な存在を担います専任の特別支援コーディネーターを増員するものです。特別支援学校全体では24名の増となります。

説明は以上です。

【委員長職務代理者】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して何か御質問、御意見がございますか。

【瀬古委員】 新定数6万2,973人の中で、再任用は何人ですか。

【人事部長】 1年間に全体で約2,500人退職していきまして、そのうち何割かが再任用に応募して採用となっています。数字は今調べます。1,533人です。

【瀬古委員】 わかりました。

【委員長職務代理者】 ほかにございますか。

【瀬古委員】 高校の用務員定数見直しですが、どうして見直しになったのでしょうか。

【人事部長】 用務系職員は必ずしも公務員でなくても良いのではないかという考えに基づきまして、退職に当たりまして、採用によって補充しないで民間委託によって行うという東京都庁全体の大方針で、定数削減をしています。

【瀬古委員】 今もそうですが、昔も用務員というのは公務員ですね。

【人事部長】 そうです。施設の簡易な修繕、環境整備などが仕事でして、これからも削減を進めていく予定です。

【瀬古委員】 わかりました。

【委員長職務代理者】 ほかに、御質問、御意見はございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、本件につきましては原案のとおり決定してよろしいでしょうか。――〈異議なし〉――では、本件につきましては原案のとおり承認いただきました。

第5号議案 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を  
改正する規則の制定について

【委員長職務代理者】 続きます、第5号議案です。都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明を人事企画担当部長、お願いします。

【人事企画担当部長】 第5号議案は規則改正についての議案です。都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則の制定です。

まず、1の改正の理由ですが、現行の制度では、時間講師というのは、学校において1コマ単位で授業を受け持つという非常勤の講師（教員）です。その勤務時間は月曜日から金曜日までの間に勤務時間を割り振るとされていまして、現行の規定では土曜日に勤務をさせることができないという規定になっています。今回、規則改正を行って、特に必要な場合は土曜日に勤務ができるようにするというものです。

この背景ですが、平成14年の学校週5日制導入に伴いまして、時間講師の勤務を月曜日から金曜日の間に規則改正をしたところ。一方、授業時間の確保とか、地域に開かれた学校づくりのために、土曜日に授業を行いたいという声が増えていまして、時間講師以外の教員の勤務については、土曜日の4時間の勤務を他の日に割り振る、あるいはまとめ取りをするという形で条例改正をして、実際、教員の勤務はできるようになっているところ。平成22年1月には、都教育委員会としまして、月2回を上限に土曜授業が行える旨通知をしたところ。その際、時間講師については、全ての土曜日、つまり4週間、授業を割り振るというものではないために、規則改正を行わずに、教員のみでの授業を行ってきたところ。月曜日から金曜日までの通常の授業においては時間講師が受け持つのが一般的ですので、そのような形での土曜日の授業をしたいということがありまして規則改正を行うものです。

2の改正概要にありますように、第15条において、教育委員会が特に必要と認める場合には、土曜日に勤務時間を割り振ることができるようにするものです。

条文については、3の新旧対照表にありますように、下線が引いてある部分ですが、「ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、土曜日に勤務時間を割り振ることができる。」という文を加えるものです。

施行年月日は、4にありますように平成24年4月1日を予定しています。

条文等は次のページ以降に添付しています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【委員長職務代理者】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【竹花委員】 教育委員会は割り振るものとするを書いてあるけれども、学校が必要性を判断するわけでしょう。

【人事企画担当部長】 はい。

【竹花委員】 それなのに、教育委員会が割り振るものとするという規定になっているわけですか。

【人事企画担当部長】 はい。一つには、学校の教育課程として土曜日に授業をするかどうかということは区町村教育委員会、東京都教育委員会で判断をするという点と、もう一つは、その場合に当然予算措置が必要になってきますので、講師の時数をどのくらい措置するかということが、基本的には校長先生が申請をするという形になると思いますけれども、よほどのことがない限り教育委員会は認めるという形になると思いますが、ここでは教育委員会が認めた場合という規定にしています。

【竹花委員】 今まで月曜日から金曜日までの間に割り振るときにも、講師に対して、何曜日にどのように勤務時間を指定するか、一つ一つ学校から教育委員会に許可を求める仕組みになっているわけですか。

【人事企画担当部長】 はい。予算の縛りがありますので、何時間勤務をさせるとか、教育課程でどのコマは常勤の教員が担当する等を申請します。

【竹花委員】 予算の関係だったら、何時間以内ということさえ決めておけば、何曜日にやろうとするかは学校の判断で良いのではないですか。

【人事企画担当部長】 基本的には副校長先生が講師と相談して、常勤の方との割り振りで時間割りを決めますので、それほど細かく教育委員会が言うわけではありません。

【竹花委員】 実際上の運用がそうなっているということは、それで足りるのに、なぜこういう規定の仕方をしているのかということです。

【人事企画担当部長】 やはり予算上の問題とか、あるいは土曜日も月2回と決めていますので、教育課程自体は教育委員会で各学校がどのようにしているか把握をし

ていく必要がありますので、こういう規定になっているということです。

【竹花委員】 それは確信を持った説明の仕方だと思うけれども、私は十分議論の余地がある問題だと思います。恐らくこの問題だけではないと思うので、本来、学校がそれなりに考えて実施していくべきもので、教育委員会に言わなければ決められないというやり方をしているものについて少し調べてもらえませんか。私はもっと学校の自由でいいと思うから、基本的には予算の関係のことだけであるならば時間だけで十分だと思います。

それから、「都立学校等」の「等」というのは何ですか。

【人事企画担当部長】 区市町村立の小・中学校等を含むという意味です。

【竹花委員】 それも含むわけですか。

【人事企画担当部長】 はい。

【竹花委員】 全ての東京都内の公立中学校・小学校・高校については、これに従うということですか。

【人事企画担当部長】 はい。都の予算ですので含みます。

【竹花委員】 そうすると、例えば小学校や中学校ですと、土曜日に非常勤時間講師を勤務させようと思ったら、学校は都教育委員会に申請をしなければいけないのですか。

【人事企画担当部長】 そういうことになります。区市の教育委員会では教育課程上の問題ですし、都の教育委員会は、区市町村に対して都の予算で非常勤時間講師を任用するわけですので、予算上オーバーするかどうかという点で協議をしているところです。逆に言うと、区市町村によりましては、独自の予算で区市町村の時間講師を任用している、同じような条例や規則をもって、区費あるいは市費の時間講師を配置しているところもあります。

【竹花委員】 そのようにコントロールしなければいけないというのは、法律上の要請ではありませんね。東京都教育委員会が決めればいいのですね。

【人事企画担当部長】 学校が決めるようにするということです。それは運用の仕方です。運用の仕方ではなくて、法令上も現実に事前に申請を求めないとい

う形にすればいいのではないですか。

【人事企画担当部長】 繰り返しになりますが、やはり予算上の制約がありますので申請は必要です。

【竹花委員】 予算上は予算の範囲内で運用すればいいだけのことでしょう。それを都教育委員会が事前に言わなくても、学校のほうでカウントすれば十分足りる話だと私は思います。あるいは、結果報告で良いと思います。

【人事企画担当部長】 実際の任用手続とか、時間講師をどれくらい雇うかにより、常勤教員の持ち時数、1週間あたり何コマを持っているかというところもそれによって変わってきますので、その辺は教育委員会である程度調整していきませんか、常勤の教員がどのくらい持ち時数を持ち、要は講師を充ててということが不均衡になります。

【竹花委員】 予算があるわけでしょう。予算の範囲の中で、それぞれの学校がどういう形で決めていくかというのは学校現場が判断できることで、教育委員会が一々判断できることではないでしょう。

【人事企画担当部長】 予算面以外では、校長、副校長、あるいは地区の教育委員会の要望は十分聞いているところです。

【竹花委員】 その点を発想が違うのではないかとっているのです。都教育委員会はそれほど偉くないですよ。予算は都民の税金から出た予算だからね。

【教育長】 偉い偉くないは置きまして、例えばある教育委員会が30校の小学校をみているときに、そこで何人の非常勤講師を雇わなければいけないかというのは、やはり統一的に把握していないといけません。例えば1,000万円の予算の中で、学校が好きなように雇ってくださいだけで、統一的に予算を管理しているところに全く報告もないとすると、今の制度で言えば予算がオーバーするかもしれません。

【竹花委員】 任用の問題についてどうなっているのか、この条文だけではわかりませんが、任用についてはそれなりのコントロールが必要です。誰を任用してもいいということにはならないと思います。そして、どの学校でどれくらいの人数を採用するのかについても、ある学校では多過ぎて、ある学校では少な過ぎるというのは問題があります。そういう調整を要する事務はありますけれども、その調整が終わ

ったら、あとは予算の範囲の中で実施して、事後の報告をすれば十分ではないですか。普通の行政マンはそう思うと思います。それを、事前に申請すると言っているのは少し違うのではないかと私は思います。ただ、今日はそれが主たる議論ではありませんから、既存の条例を前提とするならばこういう改正になりますけれども、今の確信を持った説明の仕方からすれば、私はこの問題だけではないと思います。それは都教育委員会をスリムにする上でも、区市町村教育委員会をスリムにする上でも大事なことだと思いますから、この種のものがあれば是非とも改善すべきだと思いますので、別途議論したいと思います。この部分だけではないと思いますので、都教育委員会、区市町村教育委員会と学校との関係で無駄なコントロールをしていないかどうか、そこをよく検討して対応を考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

【人事企画担当部長】 若干補足をします。私も学校現場にいまして、先ほど竹花委員がおっしゃったように、例えば主幹教諭が主幹の業務をするために、2時間、4時間、あるいは6時間という形で時数の軽減があります。そうすると、その分で講師を雇うことができます。例えば国語科の主幹教諭であれば、その主幹教諭が主幹の業務に従事するために2コマ、その教員が授業を行わずに、その分の非常勤教員、時間講師等を充てることができます。講師である教科の授業のコマ数を持っている、そういったものを何時間持っているということを副校長は知っています。その上で、学校全体の講師時数、裏を返せば予算ですが、それに基づいて個々に任用していくわけです。

【竹花委員】 そのように実施してくれればいいのですけれどもね。

【人事企画担当部長】 そのように実施しております。

【竹花委員】 東京都教育委員会が、それは事前に報告しなさいという話ではないのですね。

【人事企画担当部長】 副校長が多忙化をしていますので、システム的には、これから非常勤職員情報提供システム、これはホームページとかWebサイトを作りまして副校長が任用するという形で、なるべく副校長が簡素な形で任用できるようにしています。ですから、一々細かくというか、大枠で学校で予算を持っていて、そこで任用しているのが現状です。

【竹花委員】 現状に合わせた規定にしなさいと言っているわけです。こういう決め方をしなくてもよろしいのではないですか。そういう発想で少し考えてみたら、都教育委員会の事務が軽減され、学校現場の事務も軽減されます。しかし予算の枠の中で実施してもらわなければいけないわけですから、それはきちんとコントロールする、そういう仕組を工夫してみたらいかがですか。

【人事企画担当部長】 わかりました。

【竹花委員】 学校現場にいた人事企画担当部長がそう確信を持っておっしゃるわけだから、よほどそういう規定がたくさんあるのではないかという疑惑をかなり深めましたので、その他に点についてもきちんと検討して、事務の合理化を図るべきだと感じましたので、御検討のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

【勤労課長】 今の竹花委員のお話につきましては、講師の勤務時間の割り振りとか、休暇、研修等については、既に都立学校長が決定できるように解釈・運用という形で通知してしまっていて、実態上は校長が勤務時間の割り振りを学校の中でできるようになっています。

【竹花委員】 今の話は非常に大事な話で、雇用は一旦決めたけれども、あとは学校長に任せていますという規定を別途作っていますというのであれば、その規定全般ももう一回見直すようにしませんか。私はスッキリ整理したほうがいいと思います。勤労課長の説明を受けなければ、教育委員会規則を見ただけでは、教育委員会が権限を持ちながら、また別の規則で一部分を学校に委ねるというやり方をとっていることはわかりませんでした。そういう問題で下ろしているところについては、規則本体を見直す方向で検討してみたらいかがですか。そういう規定の仕方が他にないわけはありませんけれども、そういう規定の場合は、大方において、何か特別な事情があるときにはひっくり返すことができるようにしなければならないようなことがある場合が多いだろうと思うのです。さほど重大ではない問題で、基本的なところに大きな根拠規定を残さなければいけないような規定というのは余り考えられないと思いますので、少し考えてみたらどうでしょうか。これは発想というか、考え方の問題だと思うのです。教育委員会が箸の上げ下げについても、元来、自分たちがやるのだと言うのですか。基本的にあなたたちがやってください、我々は必要な範囲でコントロール



するんですよという立場に立つのかということが、規定上どのように現れるかという問題だと私は思います。実質的な問題も、それは学校現場に委ねていますとおっしゃるのであれば、規定上もそういう形で規定されるのが相応だと思います。しかし、この議論については、今日はとりあえずこのぐらいで結構だと思いますけれども、その他の問題も含めて少しお考えいただければと思います。

【委員長職務代理者】 ほかに、御質問、御意見はございませんか。本件につきましては原案のとおり決定してよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、本件につきましては、原案のとおり承認いただきました。

## 報 告

(1) 小・中学校版防災教育補助教材「3. 1 1を忘れない」の配布等について

【委員長職務代理者】 次に、報告事項(1)小・中学校版防災教育補助教材「3. 1 1を忘れない」の配布等について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 報告資料(1)を御覧ください。昨年末、高校版の防災教育補助教材ということで保健の教材を紹介しました。今回は小・中学校版の補助教材「3. 1 1を忘れない」を作成して配布しますので、そのことについて説明します。

報告資料2枚目のA3横の資料で内容について説明をします。

作成の趣旨ですが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえて、都教育委員会では、まず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人材を育成する、このような防災教育を推進するために新たな補助教材を作成するものです。防災教育そのものにつきましては、小・中学校においては、社会、理科、体育、保健体育、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動といった様々な時間の中で学ぶことができるわけですが、これらの時間で活用できる補助教材ということで今回作成しました。

構成と内容についてです。小・中学校とも「3. 1 1を忘れない」というタイトルです。理解を助けるための写真や図表をできるだけ多く掲載して、見てすぐ分かるよ

うなものにしたということです。それから、見開きで一つの題材になるような工夫もしました。小学校につきましては、「知って」、「備えて」、「守って」、「明日へ」という柱で内容を作成しています。また、中学校版では「知っておこういろいろな災害」、「大災害への準備と対策」、「その日に備えて」という内容構成になっています。小・中学校版どちらも表紙裏に「あの日」というページを設け、震災当時の様子から始めまして、「復興に向けて」という最後のページで締め括っています。

本教材の主な特色としましては、七つ黄色い四角で囲ってあるものがあります。「自助・共助の心を育てる」、「公助の働きを知る」から「正しい情報収集と適切な情報活用について考える」といった内容で作成しました。小学校版につきましては、小学校5年生に配布しまして5年生と6年生で使用します。中学校版につきましては、2年生に配布して2年生と3年生で使用することを想定しています。

内容について、実際のものを見ながら説明したいと思います。小学校版を御覧ください。

まず、表紙をおめくりください。「あの日」ということで、宮城県東松島市立の小学生に書いた作文です。実際にこの教材のために書いたもので、児童の書いた生の字を入れました。被災地の子供の思いから学ぶという教材構成です。

2ページ、3ページです。ここは写真をたくさん載せまして、大震災当時の様子が見えるようにしました。この教材のために特別に警視庁、東京消防庁、気象庁から写真を提供していただきました。

続きまして、6ページ、7ページは、「知って」ということで「年表で見る主な自然災害」です。これは古墳時代から平成まで流して見られるように一覧にしてあります。特に関東で起きたものについては、赤い字でわかるようにしました。7ページの右上のところを御覧ください。オレンジ色の丸いマークで「社」、緑で「理」と書いてあります。これは社会科とか理科でこの部分についての学習をするときに使えますという印です。

続きまして、14ページを御覧ください。ここは過去の災害について学ぶということで、関東大震災についてまとめてあります。その後、関東大震災がありまして、次に、どのように復興してきたのか、その状況についてが16ページ、17ページ。さらに、今

回の東日本大震災の様子が18ページ、19ページとなっていて、6ページを通して関東大震災と東日本大震災が比較して学べるような作りになっています。

20ページです。「先人が教える地震、伝える地震」ということで、古典の中から『小倉百人一首』と『平家物語』の中に地震の様子が書かれているものがあるという紹介を入れています。

続きまして、30ページを御覧ください。「その時、東日本大震災はどう伝えられたのか」です。こういった大きな災害があった場合は正しい情報が最も重要になってきます。そのためにどういう努力をされたのかということで、被災地のほうでは、石巻日日新聞社が手書きで新聞を作って情報提供したということです。東京では、主な6紙を取り上げていますが、こういう形で報道されたということを入れています。

続きまして、34ページを御覧ください。今度は「守って」ということで、自分の命は自分で守るということをきちんと学ばせるという意味でこのページからは作ってあります。例えば学校にいる時でも、体育館や一人で教室にいる時に大きな地震があった場合はどうするかといったことも事前に考えさせておくということです。地震が起きたときの10のポイントを掲載していますが、以前はグラッときたらすぐ火の始末ということで、火の始末が優先だったのですが、まず自分の命を守りなさい、机の下などに入りなさい、揺れが収まったところで火の始末をきなさいというように変わったところも載せています。

36ページ、37ページでは、けがをしたとき、やけどをしたときに自分でできる応急措置の方法です。

40ページ以降では、消火器の使い方や、防災訓練の参加についての資料です。

42ページでは、これは小学校5年生版ですがけれども、この1月から東京消防庁では小学校5年生以上の子供を対象にした救命入門コースを開設したということで、いち早くその内容について提供していただきましたので取り上げました。

44ページ以降は、今回の大災害について、東京消防庁や警視庁がどういう活躍をしていたのかということを紹介しています。また、その活躍については、47ページにありますように、世界が日本の活躍について認めて賞状も贈られたという紹介もしています。

最後の52ページですが、最後は「復興に向けて」ということで、子供たちのメッセージを載せてまとめという形で作っています。これが小学校版です。

中学校版も構成はほぼ同じですけれども、中学生の発達の段階に応じて少し中身を濃くしてある、または、掲載する子供たちの作品を中学生用にしたというものです。中学生版の表紙の裏側にあります気仙沼市立条南中学校の生徒のメッセージから始まりまして、6ページ、7ページは、小学校版は古墳時代から平成まで全部通した形の年表でしたけれども、中学校版のほうは地震と火山の噴火から台風、風水害という形で、災害の種別に年表を作っています。

続きまして、14ページを御覧ください。14ページ、15ページ、16ページ、17ページ、この4ページで見開きで東日本大震災と関東大震災が比較できるような構成にしています。

20ページを御覧ください。ここは小学校版よりも少し詳しく入れてあります。「首都直下地震の脅威」、これはこれからは一番気にしなければいけないところだと思いますので、正しい情報を知ったうえで備えるために、4ページにわたって「首都直下地震の脅威」を、東京湾北部地震と多摩直下地震の二種類についてまとめてあります。小学校版と同じように、大きな地震が発生したときどうするかということをもっと学ばせるということで、24ページ、25ページ、小学生のときよりも更に詳しく、具体的な場面を想定できるような形にしています。

また、34ページ、35ページは、海外メディアが今回の大震災をどのように報道したのかということも入れています。

特に中学校版になりますと、「いま、私たちにできること」ということで、38ページ以降、自分の身を守ったら、今度は周りの人のお手伝いをする、また地域に貢献するというようなことが求められていますので、防災訓練の話、実際に被災地では中学生がどのようなボランティア活動に携わったのか、紹介するように全体の構成を考えました。

中学校版の最後は、「復興に向けて」ということで、これも気仙沼市の中学校の作品等を入れました。

報告資料の1枚目にお戻りください。4番の配布時期です。1月末までに各学校に

届くように現在配布しているところです。対象は、先ほど申しあげましたように小学校5年生と中学校2年生です。小学校版は10万5,259部、中学校版は8万3,245部配布します。ただ配布するだけではなくて、これをどのように使うかということも知ってもらいたいということで、これを使った試行授業等を含む活用の説明会を、小学校版は来月2月2日木曜日、目黒区立田道小学校で、中学校版は1月30日月曜日、新宿区立新宿西戸山中学校で、実際に学校の先生や教育委員会の指導主事等に来てもらい説明する予定です。

また、本年3月、ちょうど東日本大震災から1年目となりますので、これまでこの1年間、防災教育の取組をどのように行ってきたか、その成果を点検するような取組を行いたいと考えています。内容としては、全公立学校において地震を想定した避難訓練を実施します。また、防災チェックシートによる自分たちの防災意識を振り返らせる取組です。さらに、各学校での防災訓練等に関する点検・改善です。これらについての点検を行いたいと思っています。

さらに、安全教育推進校での授業公開や、毎年実施している学校安全教室指導者講習会でも、本教材の活用について紹介していきたいと考えています。本教材を作るに当たりましては、東京消防庁、警視庁、気象庁東京管区气象台等の多大なる協力をいただき、写真資料等が掲載できたことを御礼申し上げたいと思います。

以上です。

**【委員長職務代理者】** ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見がございますか。

**【瀬古委員】** これは来年度も当然実施するのでしょうかけれども、継続して続けたほうが良いと思うのですが、どうでしょうか。

**【指導部長】** それを目指して予算要望していきたいと思っていますけれども、毎年毎年予算が付くかどうかというのはわかりません。

**【瀬古委員】** 地震というのは、しばらくは覚えています、10年、20年たつと忘れてしまいます。生まれてまだ東日本大震災等を知らない子ども学校に入りますから、忘れないためにも是非長期間続けるようにしていただきたいと思っています。

**【指導部長】** 要望を続けていきたいと思っています。

【委員長職務代理者】 ほかにございますか。

【竹花委員】 非常によくできた中身だと思います。本当に御苦労さまでした。確認ですが、これは全ての子供たちに配るわけですね。

【指導部長】 そうです。今、5年生と中学2年生です。

【竹花委員】 5年生と中学2年生に配るわけですね。

【指導部長】 はい。

【竹花委員】 今の6年生は教えてもらわないわけですか。

【指導部長】 すでに届いた学校があるのですけれども、その学校からの話によると、これは非常に良いので、配るのは5年生かもしれないけど、先に6年生に配って見せて、それから5年生に正式に配りたいという話がありましたので、それは学校で上手に使ってくださいとお伝えしてあります。

【竹花委員】 5年生で、来年もまた教えるとする、来年配らないと、今5年生と一部の6年生と中学2年生しか見ることができないということになりますね。

【瀬古委員】 そうですね。おかしいですね。これは全学年に配布したほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

【指導部長】 データがいろいろ新しいものになるところがありますので、毎年同じものをというよりも、新しいデータなどについて更新しながら情報提供していくほうがいいかなと思っています。

【竹花委員】 少しずつ変えていけばいいと思います。

【川淵委員】 この予算はどれくらいですか。

【指導部長】 1,000万円くらいです。

【川淵委員】 効果を考えれば、安いものですね。やはり一過性のものであってはいけませんね。

今朝、テレビをたまたま見ていて、例えば今度の大災害のときに、電気系統とか水系統などが復旧するのに、電気は3、4日、水道は30日かかったということです。一番大事なことは水を確保しなければならないということがわかります。この教材の説明も、いざというときに準備するものの一つに水となっているけれども、ただ単に水と書くよりは、水道の復旧は1か月後です、その間、いかに大量の水が必要かを書い

たほうがアピール度はあります。次にまた改訂するとき、具体的な例を挙げながら、それに対する準備の気持ちをより高めるということをしたほうが良いと思います。

これを読んだときに、一番初めに原発事故はどうなったのかなと思いました。自然災害だからそちらに触れると話がややこしくなるのだなという印象を持ったんです。そのところを子供たちはどう思うのでしょうか。その点で自然災害は難しいですよ。あまり触れていないけれども、一番初めに、東京消防庁の人があれ程大活躍したのをなぜもっとPRしないのかと思ったら、原発事故への対応だったからこの教材には出てこないのか、原発は自然災害とは全く違うと言うのもおかしいし、取り上げるとややこしくなるし、これはどう考えたのですか。

【指導部長】 今回の東日本大震災につきましては、やはり地震は自然災害ということで自分たちでは何ともし難いものですので、これについてまとめたという形にあります。それから、福島第一原子力発電所の事故についての対応につきましては、先ほど少し紹介しましたが、スペインのアストゥリアス皇太子賞をいただいた、これは原発事故に対する対策・対応ということで表彰されたという中身を入れてありますので、少しは触れています。

【川淵委員】 あえてどうこうというのではないけれども、これは悩まれたらと思うけれども、今回、一つの大きな問題であることは事実ですからね。

【竹花委員】 川淵委員がおっしゃることもよくわかりますので、公的な見解は事故調査が進められていることもありますので、そこら辺も今年中にだんだん固まってくるでしょうから、来年作るときにはその点を少し考慮していただいて、どういふふうに触れていくのか、それは検討対象かもしれませんね。

【指導部長】 今後また新しいものをつくるときに。

【川淵委員】 そういうものに触れてしまうと、原発反対ということにいきなりいつてしまうような感じもなくはないし、なかなか難しいと思うけれども、この教材は基本的にはとても良くできていると思います。逐次改善しながら、3年間でやめるというのではなく、これはずっと続けてほしいと思います。

【指導部長】 ありがとうございます。

【委員長職務代理者】 復興構想会議でも、原発は最初、政府がなしにすると言っ

たのです。それで、メンバーがすごく怒りまして、それをなしということはありませんだろうということになり、それで、入ったんです。あの時は菅さんが総理大臣でしたけれども、やはり私も原発に全く触れないというのは、かえって恣意的なものを感じてしまいます。

【指導部長】 言葉としては少しずつ触れているのですが、原発事故によってどういう被害があったとか、そこまでは触れてはいないですね。

【委員長職務代理者】 そうですね。これはこれでとても良くできていると思います。

【川淵委員】 今ここには書きにくいと思うけれども、放射線その他を考えれば、どれだけ影響を被っているかわからないわけです。

【委員長職務代理者】 そうですね。ないことにするとなってしまうのは、良くないですからね。

【川淵委員】 ええ。

【竹花委員】 ただ、子供たちが自分で自分の命を守るために、あるいは家族で家族の安全を守るためにどうするかということが中心的な課題ですから、原子力は、それだけではない、むしろほかに問題がいろいろあるわけでしょうから、とりあえずこれはこれで良いでしょう。

【川淵委員】 そういうことを生徒自身が感じることもあるだろうなと思います。

【委員長職務代理者】 そういう意見が出ているということはあるのですね。

【指導部長】 内容につきまして、やはり自然災害のほうが中心になっていますけれども、中学生ならば大丈夫だということで、中学校版の14ページの左側下のほうでは触れてはいるのですけれども、とりあえずはこのくらいです。

【川淵委員】 この程度のことでしょね。了解しました。

【委員長職務代理者】 ほかに、御質問、御意見はございませんか。では、本件につきまして報告として承りました。

## (2) 教科書『江戸から東京へ』の改訂について



【委員長職務代理者】 次に、報告事項（２）教科書『江戸から東京へ』の改訂について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 平成22年12月の教育委員会で報告しました『江戸から東京へ』の教科書につきまして、このたび一部改訂をしましたので、報告資料（２）に基づき説明します。A3横の資料を御覧ください。

平成22年12月の教育委員会で説明した後、東京都教育委員会のホームページ等で公開して、広く都民からの意見をいただきました。また、全都立高校でこの教科書を活用した教員・生徒・保護者からのアンケートもいただきました。それぞれいただいた内容を日本史必修化検討委員会等で精査・点検し、今回120か所の追加修正をすることにしましたので、そのことについて報告します。

これら全てについて御説明する時間はありませんので、ピックアップしたものを説明します。内容については、大きく四つの観点があり、新たな記述の追加が13か所、記述の正確性をより高めたものが50か所、図版や地図の修正・写真の差替えが15か所、字句・表記・ルビ等が42か所、追加修正しています。

幾つか紹介します。修正1として、左上の真ん中に具体例として三点挙げています。まず、平成23年3月以降に起こった新たな事実の追加で、143ページを御覧ください。143ページの上のほうにある、小笠原諸島が世界自然遺産に登録が決まりましたので、この内容を追加しました。

また、補助教材の説明をしました東日本大震災につきましては、173ページの右下にありますハザードマップを見ると、海に面していなくても津波等により川が増水することもあります。そこで、173ページの下「洪水への対応～現在のハザードマップ」のところに東日本大震災に関わる内容を付け加えました。

修正1、具体例の二つ目です。「戦争の歴史をしっかりと学習させてほしい。」という保護者からの御意見があったことから、124ページ、125ページの見開きのページで、日本はなぜ戦争を始めたのかという内容を入れました。様々な意見から読み取って、子供たちに考えさせるというページを作成したものです。

次に、日本が現在直面している課題を反映するため、拉致問題と竹島・尖閣諸島の記述を145ページ、165ページにそれぞれ入れました。145ページには拉致問題につい

での記述を追加したところです。一番上のところの、「北朝鮮は長年関与してきた日本人の拉致を認め、被害者の一部が帰国を果たした。しかし、北朝鮮はこれで拉致問題を解決済みとしたため、他の被害者の帰国は実現しておらず、交渉も進展していない。」の記述が追加した部分です。

それから、165ページの「日本を支える小さな島々」の文章の最後のところに、竹島と尖閣諸島について、現在の状況を踏まえ「日本の領域のうち北方領土とともに、竹島と尖閣列島は日本固有の領土であるが、竹島は韓国が不法占拠し、尖閣諸島は中国が国際法上有効な根拠なしに自国領土と主張している。」の記述を入れました。これらについては、日本史の他の教科書や、外務省のホームページ等を基にこの表記を入れています。

修正2についてです。記述の正確性を高めるため改めた50か所のうちの3か所を紹介します。まず、76ページの、甲午農民戦争の後の記述です。ここは日清戦争が勃発する背景について記述してあるところですが、今までは「反乱鎮圧のために朝鮮半島に出兵した日清両軍が軍事衝突を起こし、日清戦争が勃発した。」と簡単に記述してありましたが、この表記であると日清両軍が朝鮮半島に出兵してすぐ日清戦争が勃発したように思われてもいけませんので、より内容を正確にするため、「農民と朝鮮政府の和解後、朝鮮の内政改革を巡って対立し」と詳しく書きました。

それから、123ページの「敗戦」のところ。「8月、広島、長崎への原爆投下とソ連の参戦で日本は連合国のポツダム宣言を受諾し」と書いてありましたが、「8月、広島、長崎へ非人道的な兵器である原爆が投下され、多くの非戦闘員が死亡した。そのうえ、ソ連が1941年に締結した日ソ中立条約を無視して日本に対し参戦したこともあり、日本は連合国のポツダム宣言を受諾し」と、経緯をより正確に書きました。

それから、153ページです。ここにはコンビニの左回りの法則として、店内の構造について紹介するコラムを入れてありましたが、都民から、コンビニは全て左回りではなく、右回りもあるとの御意見をいただきました。そこで、「左回り」という表現を止め、客が店内を左右どちらかに回って出て行く流れになる作りになっていると表現を変えました。

修正3です。図版や地図の修正、写真の差替え15か所のうちの2か所紹介します。

10ページを御覧ください。10ページの中程に参勤交代の絵が載せてありましたが、外部の方から、参勤交代ではなくて家茂が上洛した時のものではないかとの御指摘があり、確認をしたところ、そのとおりだったとわかりました。そのため、参勤交代の様子がわかるものを探し、毛利家が持っていた江戸高輪付近の参勤交代の錦絵に差替えました。

さらに、103ページを御覧ください。下の右側に武蔵野鉄道の電車の写真があります。以前載っていた写真は武蔵野鉄道ではなく多摩湖鉄道のものであるとの指摘が都立高校の教員からありました。調べた結果そのとおりだったので、正しい武蔵野鉄道の電車の写真に差替えました。このようにかなり細かく丁寧に見ていただき、いろいろと御意見をもらったことは、皆さんが関心を持って見ていただけた結果と思っています。

その他、語句・字句や表記・ルビも修正をしまして、より正確で正しい表記に直しました。

これらにつきまして、大勢の方に丁寧に見ていただきました。そのうえ、最初に申し上げましたように、都民からの意見に加え、高校の先生・生徒・保護者にアンケートをしたところ、記述の程度が適当であるという回答が約8割、また約7割の生徒が読みやすさがちょうど良いと回答しています。保護者のこの教科書全体に関する評価については、肯定的な評価が9割で、『江戸から東京へ』についてはかなり多くの方から受け入れられていると認識しています。

これらの修正を踏まえて、平成24年度から使用する教科書を作成し、4月には24年度の入学生に配布する予定です。今後とも様々な意見を参考にして改訂を続けていきたいと考えています。以上です。

**【委員長職務代理者】** ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御意見、御質問がございますか。

**【川淵委員】** 尖閣諸島と竹島の問題が出ましたが、123ページで気がついたことですが、ソ連は1941年に締結した日ソ中立条約を無視して、日本に対し参戦して、8月15日以降に北海道の四島を占拠してしまったわけです。この領土問題もここにあったほうが良いと思って見たのです。印刷の都合で今はできないにしても、次回改訂す

る時は入れてもらったほうが良いです。竹島と尖閣を言うなら、ここにも領土問題が存在するという事、しかも、ポツダム宣言を受諾したにもかかわらず、ソ連が無理やり占拠して、今、領土問題として残っていることとして入っていたほうが良いと感じました。

【指導部長】 北方四島につきましては一。

【川淵委員】 どこかに出ていますか。

【主任指導主事（産業教育担当）】 140ページです。

【川淵委員】 気が付かなくて申しわけない。出ていれば問題ないです。

【指導部長】 140ページの下の「国際社会への復帰」のところにあります。

【委員長職務代理者】 ほかにございますか。

【瀬古委員】 9割が賛成ですが、1割は反対ということですが、反対意見はどういう内容でしょうか。

【主任指導主事（産業教育担当）】 何ともコメントしないという方が1割いたということで、特段反対であるというものではありません。

【瀬古委員】 わかりました。

【委員長職務代理者】 ほかに、御質問、御意見はございませんか。それでは、本件につきましては報告として承りました。

### （3）平成24年度教育庁所管事業予算・職員定数等について

【委員長職務代理者】 報告事項（3）平成24年度教育庁所管事業予算・職員定数等について、説明を教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 平成24年度教育庁所管事業予算・職員定数等について報告します。

議案の中でもお話がありましたけれども、1月20日に知事の予算原案が発表されています。厳しい財政状況が続く中、事業評価を通じた施策の検証や、事業実績の分析による歳出の精査の徹底に取り組んだことなどによりまして、東京都全体の一般会計の予算規模は対前年度比1.4パーセントの減、6兆1,490億円となっています。こうし

た中での、平成24年度の教育庁歳入歳出予算です。資料1にありますように、平成24年度歳出予算額は7,497億1,800万円で、対前年度比1.7パーセントの減となっています。その内訳ですけれども、約9割を占めます給与関係費については、対前年度比0.5パーセント、約36億円の減となっています。給与の減額改定及び定年退職者数等の減少によりまして、退職手当の減が大きな要因となっているところです。また、事業費については、都立学校等の施設整備に要します経費の減などによりまして、対前年度比10.4パーセント、約97億円の減となっています。

東京都全体で主要施設に関する10か年の維持更新計画というものがあまして、その中で教育関係の施設整備費につきましては、平成23年度をピークとしまして、24年度以降は減少する計画となっていることによるものです。

なお、一般会計歳出予算に占めます教育費の割合については、前年と同比率の12.2パーセントとなっているところです。

次に、2の教職員定数です。学校定数については、先ほどの議案の中で既に説明がありましたので、ここでの説明は省略したいと思います。

資料の一番下段になります。事務局定数については、都立図書館システムの運用業務の見直しなど、執行体制の見直しによりまして、前年度と比較して5人の減、675人となっています。

資料の2ページを御覧ください。2ページ、3ページにわたり、平成24年度教育庁主要事業について、東京都教育ビジョン(第2次)の三つの視点、12の取組の方向に沿いまして、各事業についての概略と予算額を整理したものです。個々の内容については、既に要求段階で説明をしていますので省略したいと思います。個々の事項について一部経費の査定がありました。要求の趣旨はほぼ認められ、予算化が図られています。

例えば資料の3ページ、右の一番下段を御覧ください。「次世代リーダー育成道場の創設」についてです。この事項は、新たな都立高校改革の事項でもあります。要求段階では都立高校生250人の留学や海外体験学習を支援する経費として4億9,800万円を要求しましたが、財政当局との調整により、最終的に規模として150人、1億9,400万円の査定となったところです。ただし、初年度の実績の検証を踏まえて、次年度以

降、順次規模を拡大する予定でして、昨年12月に公表されています「2020年の東京」においても、「次世代リーダー育成道場」により2020年までに延3,000人を海外に送り出すことを目標として掲げているところです。このように、基本的には来年度、都教育委員会で実施しようとする施策を実現できる予算となっているものと考えています。

なお、ここで整理をしています具体的な事業のうち、特に重要なものについては、節目節目で事業の進捗状況などについて報告をしていきたいと考えています。

最後に今後の予定ですが、2月下旬開会予定の第1回都議会定例会で予算案の審議が行われ、3月下旬に確定する予定です。また、この予算案の確定を受けまして、平成24年度教育庁主要施策の策定にも取り組んでまいります。

説明は以上です。

**【委員長職務代理者】** ありがとうございます。ただいまの説明に対して何か御意見、御質問ございますか。

**【瀬古委員】** 「次世代リーダー」は最初は何人でしたか。

**【教育政策担当部長】** 規模としては250人です。

**【瀬古委員】** それが150人に減ったのですね。

**【教育政策担当部長】** はい。ただ、それは今年度の予算ですので、この実績を見まして、次年度以降、順次その規模を拡大していくことを考えています。

**【川淵委員】** この前、石原都知事との懇談の時にこの話をしました。成績だけ見た場合、意欲も含めて、女性のほうが男性より優秀ですよ。成績順・意欲順に次世代リーダーを選んだ場合、女子が7、男子が3、あるいはそれ以上の差もあり得ますよね。でも、女性がこれからの日本を背負って立つ可能性もあるわけで、男性に甘くしようなどと一切思わずに、ここはドライにやってほしいです。それでどう変わっていくのでしょうか。女性を大事にしたほうが日本の国はもっと変わる可能性があると思うのです。イギリスのサッチャー元首相のような人が出てこないとは限らないわけで、是非、実力主義で男女関係なく選抜してもらいたいと思います。

**【教育政策担当部長】** この事業は、多様な組織・場面でリーダーとなり得る人材をどのように育てていくかが大きな狙いです。選考方法等についてはまだ固まってい

ませんが、学校推薦、一部中等教育学校の指定校の特別推薦、それと自分で手を挙げていく公募を考えていますので、選考の中で、男女別の選抜というのではないと思います。

【委員長職務代理者】 ほかに、御質問、御意見はございますか。なければ、本件につきましては報告として承りました。

## 参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

2月9日(木) 午前10時

教育委員会室

(2) 教育委員会職員表彰式

2月9日(火) 午後4時

ホテルフロラシオン青山

【委員長職務代理者】 次に、今後の日程を教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 今後の日程です。次回の定例会は2月9日木曜日、午前10時から開催します。また、同日午後4時から教育委員会職員表彰を行う予定です。

以上です。

【委員長職務代理者】 日程についてよろしいでしょうか。ほかに何かございますか。よろしければ、これから非公開の審議に移ります。

(午前11時22分)